

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の職務に専念する義務の特例に
関する条例

平成26年8月8日
条例第2号

職員の職務に専念する義務の免除は、匝瑳市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成18年匝瑳市条例第33号）の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。